

東京都立武蔵台学園
「学校事故防止ガイドライン」

平成 30 年 4 月

学校保健安全法 26 条(学校安全に関する学校の設置者の責務)によれば、「学校の設置者は、児童生徒等の安全の確保を図るため、その設置する学校において、事故、加害行為、災害等により児童生徒等に生ずる危険を防止し、及び事故等により児童生徒等に危険又は危害が現に生じた場合において適切に対処することができるよう、当該学校の施設及び切に並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。」とあります。

平成 30 年度、都立武蔵台学園の学校経営目標の大きな柱として「安心安全な学校作り」を掲げました。武蔵台学園では、安全教育の全体計画を立て、それに基づいて安全教育の目標を実現するために、一人一人の児童生徒が発達段階に合わせて日常生活で具体的に実践できるように基本方針を定め、年間指導内容を決めています。

安全は、日々の努力を積み重ねていくことで、守ることができます。私たちは、児童生徒が、将来地域で自立した生活を送るための様々な力を、着実に身につけていくために、特別支援教育の専門性向上を図るとともに、この「学校事故防止ガイドライン」に示した内容を、職員連絡会や校内研修を通して教職員全体で共通理解し、「安心安全な学校作り」を着実に実行していきます。

平成 30 年 4 月

東京都立武蔵台学園

校長 大井 靖

I	事故を起こさないために（事前）	
	身体的事故防止方針・方策について・・・・・・・・	1
II	万一事故が起こってしまったら（発生時）	
	事故発生後の児童生徒及び家族へのケアに関する方針と	
	事故発生直後の学校としての責任・対応・家族への連絡方法・・	2
III	何が原因だったのか（事故後）	
	学校全体としての再発防止策検討方法・・・・・・・・	3
IV	繰り返さないために（改善状況の把握）	
	対応策実施状況の確認方針・・・・・・・・	3
V	情報の共有	
	学校内および保護者への情報共有に関する方針・・・・・・・・	4

I 事故を起こさないために（事前）

一身体的事故防止方針・方策について一

学校は、まず第一に児童生徒および保護者にとって、安心安全な環境でなければならない。そのための安全管理は、事故の要因となる学校環境や児童生徒等の学校生活等における行動の危険を早期に発見し、それらの危険を速やかに除去するとともに、万が一、事故が発生した場合には、適切な応急処置や安全措置ができるような体制を確立して、児童生徒等の安全の確保を図ることを目指して行われなければならない。

また、安全管理を効果的に進めるためには、学校の教職員の研修、教職員の協力体制や家庭及び地域社会との連携を深めながら「組織活動」を円滑に進めることが極めて重要である。

身体的事故防止については「事故を起こさないこと」を方針とし、以下の方策を行う。

【方策】

- ① 安全管理については、生活指導部が作成した安全点検表について、全教職員が組織的に毎月1回担当場所の安全点検を行い、危険個所があれば直ちに改善するとともに、安全上気になる箇所については、生活指導部で確認し必要に応じて改善する。また、日常的には、授業後等に教室等の授業場所の清掃を行い安全の確認を行う。
- ② 特に行事の実施会場（運動会や体育祭のグラウンドや、文化祭の体育館等）や、台風や地震の際には、全体の役割分担に従い組織的に安全点検を行う。
- ③ 学期末、年度末、年度初めには、その都度振り返りを行い、全教職員へ安全管理について周知・徹底する。
- ④ 教職員の資質の向上として、校内研修に危機管理についての研修を位置づけ、「事前」「発生時」「事後」の三段階の危機管理に対応した研修を行い、一人一人の教職員の対応力の向上に努める。また、年度当初の早い時期に危機管理マニュアルの全教職員への周知を行い、事件・事故や災害が発生した時には、全教職員が危機管理マニュアルに基づく対応ができるように備えておく。
- ⑤ 避難訓練については、危機対応訓練の一つとして、児童生徒自らが判断して安全な行動がとれるように指導をするとともに、形式的・表面的なものとならないように、毎回の課題や目的をはっきりと全教職員で共有し、訓練にあたること。また、事故発生 of 未然防止の観点から、①児童生徒の適切な意思決定や思考判断ができるようになるため ②自ら危険回避行動がとれるようになるため ③自他の生命を尊重する姿勢を身につけるため の3点を目的とし、学校教育全体を通して、朝の会や帰りの会などの短時間での指導や休み時間なども活用し、安全指導について、その場における指導並びに個に応じた指導を行う。
- ⑥ 都道府県が開催する、学校安全教室の講師となる教職員等を対象とした指導方法の研修会に本校から積極的の教員を派遣し、伝達講習を行うことで、学校全体の資質の向上に努める。
- ⑦ 職員朝会や連絡会等、あらゆる機会を活用して、ヒヤリハット事例など安全に関する情報を教職員間で共有する。
- ⑧ 休日等の勤務時間外に事故・災害が発生することも想定した連絡体制を整備する。
- ⑨ 「学校生活管理指導表」等から、児童生徒の運動制限やアレルギーの有無等を把握するとともに、把握した情報を個人情報取り扱いに注意した上で、エピペンの使用方法の研等も含めて、全教職員で共有できるように、職員朝会や本校連絡会等の機会を活用して、全教職員で共有できるようにする。

- ⑩ 万一救命処置が必要な場合のために、救急法講習訓練を年度の早い時期に行う。
- ⑪ 毎月、「事故防止週間」を設定し、安全な学習環境、教員間の連携、安全指導について職員朝会等で周知し、再確認する。

Ⅱ 万一事故が起きてしまったら（発生時）

—事故発生後の児童生徒及び家族へのケアに関しての方針と

—事故発生直後の学校としての責任・対応・家族への連絡方法—

学校経営計画にも「安心安全」を第一に示している通り、学校は子供たちにとっても保護者にとっても「安心安全」な環境でなくてはならない。

万が一、事故が発生した場合には、適切な応急処置や安全措置ができるような体制を確立して、児童生徒等の安全の確保を図ることを目指さなければならない。

事故発生後の児童生徒及び家族へのケアに関しては、徹底した原因究明に基づく改善を進めることと、学校生活が安心安全に送ることができるような適切な対応を行い、信頼を回復することを方針とし、その際の、学校としての責任・対応・家族への連絡方法については以下の通りとする。

【学校としての責任、対応と保護者への連絡方法】

- ① 受傷した児童生徒の適切な応急処置を保健室と連携をして行うとともに、病院への搬送については原則管理職と相談の上方針を決定し、保護者へ電話連絡し、謝罪をした上で、正確に情報を伝える。万一管理職と連絡がつかない場合には、受傷した児童生徒の生命・健康を第一とし、医師の診断が必要な場合には、迷わずに医療機関の受診を行う。また、保護者への電話連絡の際は、保護者の心情に十分に配慮する。
※事故発生時には、出張等で管理職や担当教員が不在な場合でも組織的な対応が取れるように事故発生時の指揮命令系統を明らかにし、事故発生時の役割と内容を全教職員が理解する。
※学校外での学習時や部活動等における事故の場合にも、適切に対応できるように、教職員体制が通常と異なる場合でも、役割分担や連絡の取り方、事故対応の手順についても、計画段階で定めておく。また、救急病院等への事前の連絡も適切に行う。
- ② 原因を究明し、再発させないように方策を立て実行する。
- ③ 受傷した児童生徒および保護者に対して学校として謝罪を行うとともに、通院に際しては誠意をもって対応する。
- ④ 治療中及び治療終了後についても、医師の指示に従い、学校生活における必要な配慮を適切に行い、関係者会議で周知徹底する。
- ⑤ 安心して学校生活を送れるように、改善状況を児童生徒および保護者へ伝え、信頼を回復する努力をする。

Ⅲ 何が原因だったのか（事故後）

—学校全体としての再発防止策検討方法—

「安心安全」でなければならない学校において、万が一事故が発生した場合には、再発防止策を以下の方法で検討する。

【検討方法】

- ① 原因の究明（物的要素と人的要素について）を行う。
- ② 物的要素については、直ちに教職員全員に周知し、改善する。
- ③ 人的要素については、指導体制の在り方や、児童生徒の実態把握、課題設定等も含めて検討し、直ちに改善し、教職員全体へ周知する。
- ④ 原因究明に際しては、関係者会議を行い、様々な観点からの危険性を探り、再発させないような改善策を講じる。
- ⑤ 学校経営計画に示した校内研修や研究授業、日常的な OJT を通して、教員一人一人が特別支援教育の専門性をさらに向上させ、一人一人の児童生徒の実態に即した課題設定をすることで、落ち着いた学習環境づくりをすすめる。
- ⑥ 例えばはさみやのこぎりなどの危険な教具等の適切な道具の使い方を授業前に確認し、安心安全な授業を行う。
- ⑦ 児童生徒の安全の確保を図る上で支障となる事項があった場合には、遅滞なく、その改善を図るために必要な措置を講じる。また、学校だけで必要な措置を講じることができない時には、都教委へ申し出て、改善を図る。
- ⑧ 改めて、事故を起こさないための①～⑫までについて、適切に行う。

Ⅳ 繰り返さないために（改善状況の把握）

—対応策実施状況の確認方針—

事故が起きた際に、徹底して原因を究明し、改善策を検討したとしても、そのことが適切に継続して実行されなければ、事故は再発してしまう。対応策実施状況の確認は、以下の方針で、適切かつ継続的に実施する。

【方針】

- ① 対応策が、適切に実施されているかどうかを、管理職が日常的に確認する。
- ② 教員の出張等で、指導体制に変更がある場合を想定し、予め必要な関係者連携会議を行う。
- ③ 学期末、年度末、年度初めには、その都度振り返りを行い、全教職員へ安全管理について周知徹底する。
- ④ 進級、進学の際には、関係者引継ぎ会議を行う。

V 情報の共有

—学校内および保護者への情報共有に関する方針—

「安心安全な学校作り」のための適切な情報提供を、学校内の教職員はもちろんのこと、保護者へ対しても以下の方針で行う。

【方針】

- ① 学校運営連絡協議会が行う学校評価において、「安心安全」の評価項目を入れて、評価していただく。
- ② 年度末の全校保護者会において、学校評価の「安心安全」について、1年間に起きた事故を総括し改善策を報告する。
- ③ 学校保健給食委員会において、保健室利用状況等について報告する。